自主検査届出書

検査実施者：（所属）

（氏名）

検査年月日：　　　　　　　　年　　　　　　月　　　　　　日

医療法第7条第1項若しくは第2項の許可又は医療法第8条若しくは医療法施行令第4条第3項の届出に係る内容と相違なく、かつ、次表のとおり必要な基準を満たし、実際に使用可能な状態にあることを確認しました。

※検査項目の内容が確認できる写真を添付してください。

※記入欄が不足する場合は、別紙（様式は任意）に検査項目・検査結果を記入し、添付してください。

| 構造設備名 | 対象施設 | 根拠法令 | 検査項目 | 検査結果 |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 共通 | 病院  有床診療所 | 法20 | 清潔の保持 | 適・否 |
| 法23、則16①(15) | 火気を使用する場所の防火上必要な設備 | 適・否 |
| 法23、則16①(16) | 消火用の機械又は器具 | 適・否 |
| 法23、則16② | 建築基準法の基準を満たす | 適・否 |
|  | 適切な冷暖房施設 | 適・否 |
| 診察室 | 病院 | 法21、則20(1) | 各科専門の診察室 | 有・無 |
| 法20 | 手洗い設備、手指消毒剤、ﾍﾟｰﾊﾟｰﾀｵﾙ  （配置を図面に記載） | 有・無 |
| 手術室 | 病院 | 法21、則20(2)（3) | 準備室の付設 | 有・無 |
| じんあいの防止 | 適・否 |
| 不浸透質の壁被覆 | 適・否 |
| 暖房設備 | 有・無 |
| 照明設備 | 有・無 |
| 清潔な手洗い設備  （配置を図面に記載） | 有・無 |
| 処置室  （透析室、観察室、回復室を  含む。） | 病院 | 法21、則20(4) | 各科専用の処置室  （ただし、2以上の診療科で兼用、  又は診療室と兼用できる。） | 有・無 |
| 法20 | 手洗い設備、手指消毒剤、ﾍﾟｰﾊﾟｰﾀｵﾙ  （配置を図面に記載） | 有・無 |
| 臨床検査施設  （MRI室、再生医療室を  含む。） | 病院 | 法21、則20(5) | 喀痰、血液、尿、ふん便等の検査が  可能  (検査機器の配置を図面に記載) | 適・否 |
| 法20 | 手洗い設備、手指消毒剤、ﾍﾟｰﾊﾟｰﾀｵﾙ  （配置を図面に記載） | 有・無 |
| 法22の3、  則22の8  （臨床研究中核  病院のみ） | 検査の正確性を確保するための設備 | 有・無 |
| エックス線装置、放射線に関する構造設備 | 病院  有床診療所 | 別紙記載 | | |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 構造設備名 | 対象施設 | 根拠法令 | 検査項目 | 検査結果 |
| 調剤所 | 病院  有床診療所 | 法21、則16①(14) | 採光、換気 | 適・否 |
| 冷暗所（冷蔵庫でも可） | 有・無 |
| 感量10mgの天秤 | 有・無 |
| 感量500mgの上皿天秤 | 有・無 |
| 法20 | 手洗い設備、手指消毒剤、ﾍﾟｰﾊﾟｰﾀｵﾙ  （配置を図面に記載） | 有・無 |
| 麻薬及び向精神薬取締法34 | 麻薬金庫（麻薬を取り扱う場合）  （配置を図面に記載） | 有・無 |
| 医薬品医療機器等法48 | 毒薬保管庫（毒薬を取り扱う場合）  （配置を図面に記載） | 有・無 |
| 麻薬及び向精神薬取締法施行規則40 | 向精神薬保管庫  （向精神薬を取り扱う場合）  （向精神薬に関する業務に従事する者が実地に盗難の防止につき必要な注意をする場合を除く。） | 有・無 |
| 給食施設 | 病院 | 法21、則20(8) | 床が耐水材料 | 適・否 |
| 洗浄及び排水又は清掃に便利な構造 | 適・否 |
| 食器の消毒施設  （配置を図面に記載） | 有・無 |
| 法20 | 下処理室 | 有・無 |
| 汚染作業区域、準清潔作業区域、  清潔作業区域の区分け | 有・無 |
| 調理器具保管設備~~庫~~  （配置を図面に記載） | 有・無 |
| 検食の保管設備~~庫~~  （配置を図面に記載） | 有・無 |
| 各作業区域の入り口付近に、手洗い設備、手指消毒剤、爪ブラシ、ﾍﾟｰﾊﾟｰﾀｵﾙを設置  （配置を図面に記載） | 有・無 |
| 便所に専用の手洗い設備 | 有・無 |
| 十分な換気 | 適・否 |
| 用途別のシンクを設置 | 有・無 |
| ねずみや昆虫の進入を防止する設備（網戸等） | 有・無 |
| 分べん室  （産婦人科、産科を有する場合） | 病院 | 法21 | 適正な構造 | 適・否 |
| 新生児の入浴施設  （産婦人科、産科を有する場合） | 病院 | 法21 | 沐浴室及び浴槽 | 適・否 |
| 機能訓練室  （療養病床を有する場合） | 病院  有床診療所 | 法21、  則20(11) | 内法による面積  （寸法を図面に記載） | 面積：　　　　　ｍ2 |
| 設置されている器械・器具  （配置を図面に記載） | 器械・器具名 |
| 談話室  （療養病床を有する場合） | 病院  有床診療所 | 法21、則21(2)、市条例4 | 患者、家族が談話を楽しめる広さ  （寸法を図面に記載） | 面積：　　　 　　ｍ2 |
| 構造設備名 | 対象施設 | 根拠法令 | 検査項目 | 検査結果 |
| 食堂  （療養病床を有する場合） | 病院  有床診療所 | 法21、則21(3) 、  市条例4 | 内法による面積  （寸法を図面に記載） | 面積：　　 　　　ｍ2 |
| 法20 | 手洗い・手指消毒設備 | 有・無 |
| 浴室  （療養病床を有する場合） | 病院  有床診療所 | 法21、則21(4) 、市条例4 | 身体の不自由な者が入浴するのに  使用する設備・器具等  手すり、シャワー、特浴、スロープ  （配置を図面に記載） | 設備・器具名 |
| 消毒施設及び洗濯  施設  （委託する場合を除く。） | 病院 | 法21、則21（1）、市条例4 | 蒸気、ガス、薬品又はその他の方法により入院患者及び職員の被服、寝具等の消毒を行うことができる。 | 適・否 |
| 消毒設備  （感染症病室、結核病室を有する場合） | 病院 | 法23、則16①(12) |  | 適・否 |
| 集中治療室  （地域医療支援病院） | 病院 | 法22、則21の5(1) | 適切な構造設備 | 適・否 |
| 集中治療室  （特定機能病院、臨床研究中核病院） | 病院 | 法22の2、22の3、則22の3(1) | 適切な広さ  （寸法を図面に記載） | 適・否  面積：　　　　　　　ｍ2 |
| 集中治療に必要な機器等  （配置を図面に記載） | 機器名 |
| 化学、細菌及び病理の検査施設  （地域医療支援病院、特定機能病院、臨床研究中核病院） | 病院 | 法22、22の2、22の3、則21の5(1) | 適切な構造設備  （配置を図面に記載） | 設備名 |
| 無菌状態の維持された病室  （特定機能病院） | 病院 | 法22の2、則22の4 |  | 適・否 |
| 診療の用に供する  電気、光線、熱、蒸気  又はガスに関する  構造設備 | 病院  有床診療所 | 法23、則16①(1) | 危害防止に必要な方法を講じている。 | 適・否 |
| 病室 | 病院  有床診療所 | 法23、則16①(2～4、6、7) | 収容患者数 | 患者数：　　　　人 |
| 内法の面積  （寸法を図面に記載）  固定されたもの（柱、トイレ、洗面台、備付けの家具等）は面積から除外　　する。 | 面積：　　　 　　ｍ2 |
| 法23、則16② | 採光、換気 | 適・否 |
| 法23、則16② | 天井の高さ  （測定場所を図面に記載） | 高さ：　　　　　　ｍ |
| 機械換気設備  （感染症病室、結核病室、病理  細菌検査室を有する場合） | 病院  有床診療所 | 法23、則16①(5) | 空気が病院又は診療所の他の部分へ流入しない。 | 適・否 |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 構造設備名 | 対象施設 | 根拠法令 | 検査項目 | 検査結果 |
| 患者の使用する屋内の直通階段 | 病院  10床以上の有床診療所 | 法23、則16①(8、9) | 階段、踊場の幅  （測定場所を図面に記載） | 幅：　　　 　　　ｃｍ |
| けあげ  （測定場所を図面に記載） | けあげ：　　 　ｃｍ |
| 踏面  （測定場所を図面に記載） | 踏面：　　　 　 ｃｍ |
| 手すり  （測定場所を図面に記載） | 有・無 |
| 避難階段 | 病院  有床診療所 | 法23、則16①(10) |  | 適・否 |
| 患者が使用する廊下 | 病院  10床以上の有床診療所 | 法23、則16①（11） | 内法の廊下幅  （測定場所を図面に記載、一般病床基準の場合は手すりの内法、療養病床は手すりを含む。） | 幅：　　　　　 　ｃｍ |
| 手すり（療養病床のみ）  （測定場所を図面に記載） | 有・無 |
| 歯科技工室 | 病院  有床診療所 | 法23、則16①(13) | 防塵設備その他の必要な設備  （配置を図面に記載） | 設備名 |